第四条の十三第五項中「法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項各号に掲げる療養」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養」に、「当該医療機関」を「当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改め、同条第六項中「医療機関」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改める。

第四条の十四第二項中「第十一条の三の六第五項」を「第十一条の三の六第十項」に、「第五十七条第四項中」を「第五十七条第四項及び第五項に、「第四十三条第六項」を「第四十三条第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十一条の三の六第四項」を「第十一条の三の六第九項」に、「第四十三条第七項」を「第四十三条第八項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第六項及び第八項に規定する文部科学省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第五項に規定する厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付とする。

第五条第二項中「法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局」を「保険医療機関等」に改め、同条第七項中「法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局」を「保険医療機関等」に、「第四条の二中」を「第四条の二及び第四条の四中」に改め、「入院時食事療養費」の下に「又は保険外併用療養費」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十三年厚生労働省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「東京都の区域を除く」を「岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る」に改め、同条第二項中「平成二十四年二月二十九日」を「平成二十四年九月三十日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第一項の改正規定は、平成二十四年三月一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第十号

アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十九日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所　橋谷　有造　東京都新宿区左門町二番地八

○総務省告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、平成二十三年十月十一日から鳩ヶ谷市が廃され、その区域が川口市に編入されたことに伴う彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少を平成二十四年二月二十日付けで許可したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月二十九日

総務大臣　川端　達夫

○政治資金適正化委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録年月日
四一〇九	大森　英樹	二二、一〇
四一一〇	篠原　俊	二四、一〇
四一一一	河野　洋平	二四、一〇

○政治資金適正化委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
七一	堀江　英夫	二三、一一、一六	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○法務省告示第七十五号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十四年三月十七日から効力を生ずる。

平成二十四年二月二十九日

法務大臣　小川　敏夫

北海道中川郡中川町長

北海道川上郡弟子屈町長

○法務省告示第七十六号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十四年三月十七日から効力を生ずる。

平成二十四年二月二十九日

法務大臣　小川　敏夫

北海道山本郡藤里町長

秋田県山本郡藤里町長

○法務省告示第七十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年二月二十九日

法務大臣　小川　敏夫

住所　長野市篠ノ井杵淵64番地32
金秀明　昭和40年10月15日生

住所　長野市稲里町中氷鉋929番地1
李房子　昭和14年1月5日生

住所　長野市稲里町中氷鉋929番地1
金秀夫　昭和44年7月31日生

住所　長野市川中島町御厨195番地181
李珍景　昭和45年1月29日生

金美優紀　平成7年1月4日生

住所　東京都渋谷区代々木4丁目31番2―1005号
金惠一　平成2年8月5日生

住所　滋賀県栗東市辻414番地
金桂一　昭和41年11月21日生

盧香錫　昭和44年12月15日生

金チウェン　平成7年7月4日生

金燮慈　平成9年5月13日生

住所　東京都板橋区徳丸3丁目18番1―111号
洪松江　昭和5年3月22日生

住所　千葉県成田市美郷台3丁目14番地15
洪理江　昭和40年3月26日生

住所　東京都福生市大字熊川1315番地
魏来　平成2年10月9日生

住所　山口県下関市長崎町1丁目7番7号
韓栢錫　昭和34年9月26日生

朴京順　昭和40年5月2日生

韓麻里　平成4年4月23日生

住所　広島県山県郡北広島町有間530番地1
韓達也　平成元年12月30日生

住所　神戸市西区水谷1丁目5番19号
曹弘樹　昭和53年9月3日生

住所　神戸市灘区岩屋中町3丁目2番4号
金美鈴　昭和54年12月20日生

住所　兵庫県西宮市今津巽町8番1―317号
林清一　昭和49年2月18日生

住所　兵庫県伊丹市平松7丁目6番1―806号
鄭昌權　昭和40年7月13日生

住所　兵庫県加古川市平岡町一色西1丁目118番地
金美華　昭和55年10月27日生

住所　兵庫県加古郡播磨町東本荘2丁目9番5号
姜永明　昭和53年12月30日生

姜永吉　昭和55年1月30日生

住所　名古屋市名東区照が丘36番地
姜小百合　平成元年7月26日生

住所　兵庫県宍粟市山崎町田井645番地27
尹鉉太　昭和62年12月11日生

住所　沖縄県宮古島市平良字下里401番地5
金正泰　昭和53年1月9日生

住所　東京都杉並区阿佐谷南1丁目27番12号
宋忍　昭和63年6月29日生

住所　岡山県倉敷市菰池2丁目9番25号
金宏美　昭和61年2月12日生

住所　京都市下京区西七条東八反田町3番地
田章司　昭和29年8月25日生

関英子　昭和30年8月7日生

田由香　昭和57年7月9日生